



高齢者や障害者でも安心して利用できるように改造された浴室

○対象者

市内に住民登録を有し、次のいずれかに該当する人で、自力で整備することが困難と認められる人

・高齢者の場合

① 65歳以上の人と同居している親族

② 同居していないが、市内に住する親族

・障害者の場合

① 身体障害者手帳（1級～4級）又は療育手帳（A1・A2）の交付を受けている人

② ①に準ずる程度の障害がある人で、市長が認めた人

③ ①又は②と同居する親族

○貸付内容

1世帯当たり150万円を限度として、無利子で貸し付けを行います。

※最長120回払い

○申請方法

身体障害者手帳（障害者の場合）、印鑑、改造見積書（できるだけ詳細なもの）、委任状（市内在住の連帯保証人2人分）などを持って、市高齢障害福祉課（⑦・⑧番窓口）又は各総合支所健康福祉課へお越しください。

※申請時の聞き取り後、他の書類等を用意していただく場合があります。

※申請から決定まで一定の期間を要します。

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者の社会参加を促進するため、自動車の運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

○対象者

市内に住民登録を有する18歳以上の身体障害者手帳所持者

○助成内容

第1種自動車運転免許の取得に要する費用（自動車教習所費用等）の3分の2（10万円を限度）を助成します。

○申請方法

次の書類を持って、市高齢障害福祉課（⑧番窓口）又は各総合支所健康福祉課へお越しください。

① 免許取得前に必要な書類等

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・自動車教習所等の入校を証明する書類
- ・費用に関する見積書

② 免許取得後に必要な書類等

- ・取得した運転免許証の写し
- ・印鑑
- ・免許取得費用の領収書

・助成金請求書

身体障害者自動車改造費助成事業

身体障害者の社会参加を促進するため、本人の所有する自動車を自身で操作できるように改造するための費用の一部を助成します。

○対象者

市内に住民登録を有する18歳以上の身体障害者手帳所持者で、自動車運転の適性検査に不備がない人

※所得制限があります。

○助成内容

自動車の走行装置（ハンドル等）や駆動装置（アクセル・ブレーキ等）の改造に必要な費用（10万円を限度）を助成します。



障害者でも運転しやすいように改造されたハンドルと駆動装置

○申請方法

次の書類を持って、市高齢障害福祉課（⑧番窓口）又は各総合支所健康福祉課へお越しください。

① 改造前に必要な書類等

- ・身体障害者手帳
 - ・印鑑
 - ・本人の運転免許証
 - ・改造する自動車の車検証
 - ・改造実施予定箇所の写真
 - ・改造費用に関する見積書
 - ・所得状況証明書
- ② 改造後に必要な書類等
- ・印鑑
 - ・改造費用の領収書
 - ・改造実施箇所の写真
 - ・助成金請求書

【問い合わせ】

- 市高齢障害福祉課
☎0994-31-1116
- 吾平総合支所健康福祉課
☎0994-34-4511
- 輝北総合支所健康福祉課
☎099-486-1111
- 串良総合支所健康福祉課
☎0994-63-3113